

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第51号) 平成27年10月2日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856)22-2073 FAX: (0856)24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

お陰様で26周年

お陰様で本日、当事務所は満26歳の誕生日を迎えることができました。一部輸出企業だけが潤い、中小企業や地方は疲弊していくアベノミクスのお陰で、当地の経済状況は低迷が続いております。非常に苦しい経営環境が続いております中、26回目の創立記念日を迎えることができましたのも、皆様の多大なるご支援の賜と感謝に堪えません。今年の春には、末っ子の駿が無事、大学に進学し、上の2人と同様、東京へ行っていました。再び、学費の支払いに追われる日々となりましたが、同級生の中には定年退職した者もあり、定年とは無縁の仕事に就いたことの幸運を感じております。駿が一人前になるまでは、なんとかリタイヤせず、仕事に精出すつもりですので、どうかこれまで以上のご支援を賜りたく、お願いいたします。

さて、25周年記念事業のハーフマラソン完走を契機として、私もマラソンランナーの端くれになりましたが、私は暑さに極端に弱いので、夏の間はレースに参加することは自重しておりました。気温も少し下がってきたので、今月から再びレースに出場します。

また、20周年記念事業の線路沿いの旅は、山陰本線に沿って、兵庫県の国府駅まで辿り着きました。京都まで後142.4kmです

憲法について

先月19日未明に成立した安保関連法では、同法が集団的自衛権を認めていることが憲法9条に違反するという反対理由がありました。憲法98条では、日本の法体系では憲法が頂点にあり、憲法に反する法律は効力を有しないと定めています。そして、憲法99条は、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負っていると定めています。しかし、国民には憲法尊重擁護義務を課していません。これは、憲法とは国民の権利自由を国家権力による侵害から守るための国家権力を制限するものだからです。これを立憲主義と言います。そして、法律等が憲法に違反しているかどうかは、憲法81条により最高裁判所が判断することになっています。今回の安保関連法が違憲だとすれば、与党のしたことは到底許されない行為ですが、その判断は最高裁判所に委ねられています。